

佐賀県版 電子納品運用ガイドラインの主な改定ポイント

1 対象工事、案件

土木工事についてはA級以上案件については電子納品、電子検査の全件対象工事とします。B級案件については平成24年度より電子納品全件対象とし、工事書類については電子検査または紙検査を選択できることとします。C級案件については平成24年度は電子納品を協議による試行とし、工事書類については電子検査または紙検査を選択できることとします。平成25年度以降はB級に準じた電子納品全件対象、工事書類については電子検査または紙検査を選択できることとします。

委託案件については電子納品の全件対象とします。

旧ガイドライン				新ガイドライン		
<工事>						
対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	対象	平成24年度	平成25年度以降
特A級	電子納品全件対象			特A級	電子納品 → 全件対象 電子検査(電子検査帳票提出) → 全件対象	
A級						
B級	試行			B級	電子納品 → 全件対象 電子検査(電子検査帳票提出) → 任意(電子・紙選択)	
C級	一部試行(協議)	試行		C級	電子納品 → 試行(協議) 電子検査 → 任意(電子・紙選択)	
<業務>						
対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	対象	平成24年度	平成25年度以降
全て	電子納品全件対象			全て	電子納品全件対象	

2 書類の必要性の明確化

維持管理のために長期保存する「工事完成図書」の納品と、監督業務の必要性及び瑕疵対応の必要性から短期保存する「工事書類」の提出を明確に区別しました。

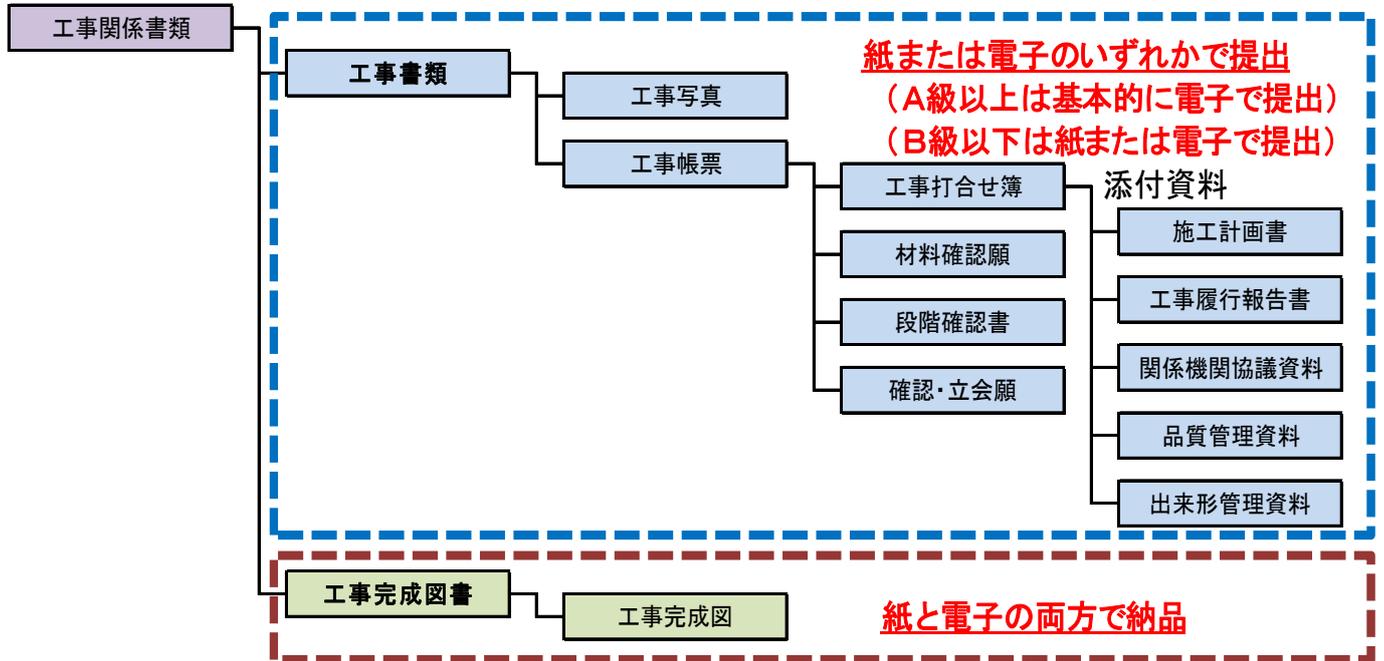


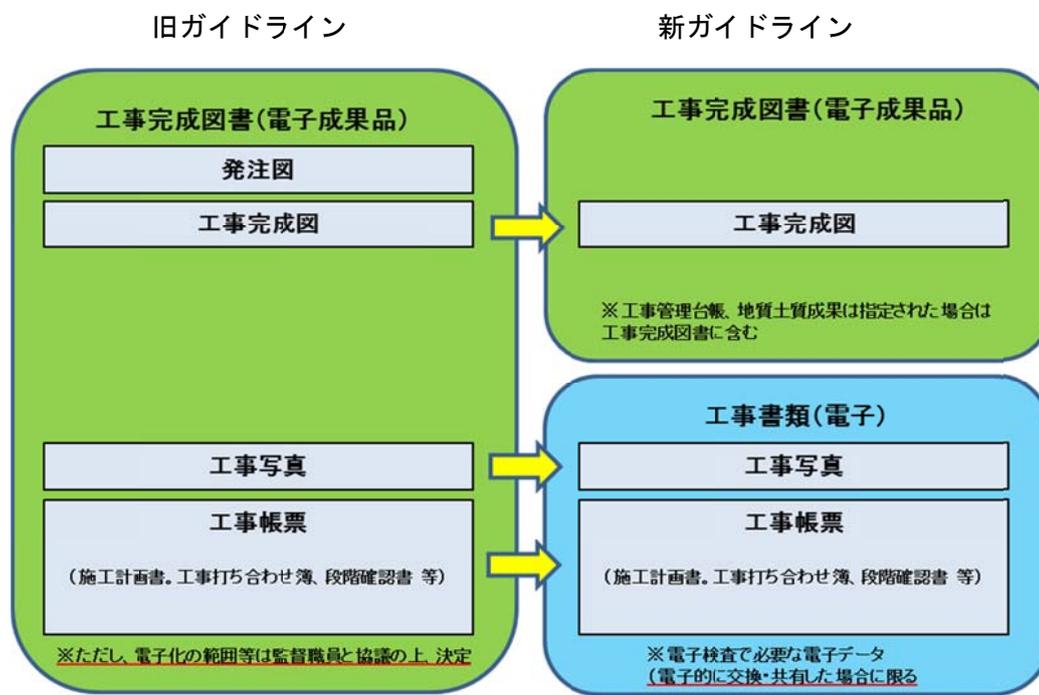
図1 土木工事における工事関係書類の体系図

※ 電子データで監督職員へ提出する「工事書類」には、デジタルカメラで撮影した「工事写真」及び電子メールまたは情報共有システムを利用して電子的に提出した「工事帳票」があります。この場合、検査も電子検査を原則とします。

また、電子的手段を利用せずに紙資料で監督職員へ提出する「工事書類」は、検査もその紙資料で行い、別途電子化する必要はありません。

3 電子データの必要性

大量の紙と電子による成果品の納品（いわゆる二重納品）を排除するため、「工事完成図書」のうち、電子媒体等で納品する「電子成果品」の必要性、及び施工中に電子的に交換・共有する「工事書類」の必要性を明確化することで、電子成果品とする対象書類の考え方を明確化しました。



電子媒体で用意する工事関係書類

4 工事完成図書（電子成果品と紙の成果品）

維持管理段階に必要となる「工事完成図」を長期保存が必要な「工事完成図書」と位置づけました。また、紙の耐久性及び視認性の優位性を改めて評価し、「工事完成図書」を「紙成果品」と「電子成果品」の両方で納品する運用に見直しました。（地質調査を実施した場合は「地質データ」を「電子成果品」として納品します。）

なお、CADデータの内容は紙の成果品で検査を行います。

5 工事書類（紙による交換・共有と電子的な交換・共有）

今回の「工事完成図書」の見直しから、「工事書類（工事写真及び工事帳票）」は、電子納品の対象外となりました。

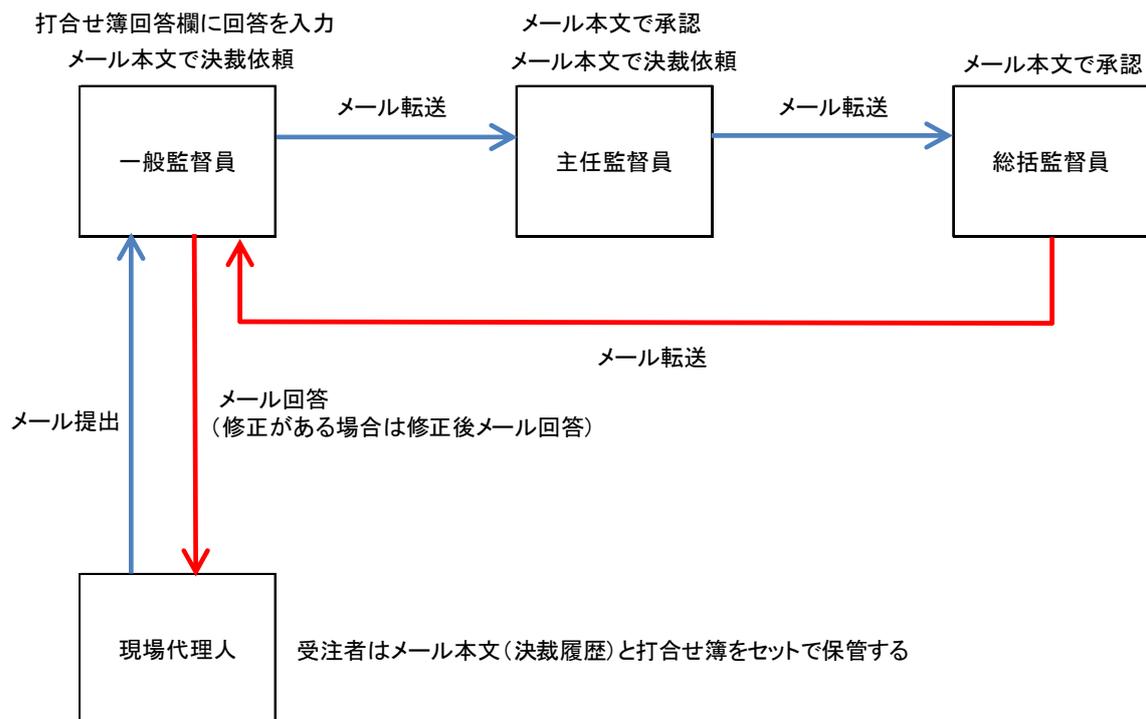
今後は受発注者間で施工中に交換・共有を行った電子データの活用をさらに推進することで業務の効率化を図ることとしていることから、デジタルカメラで撮影した「工事写真」は原則電子検査とし、電子メール・情報共有システムにより電子的に交換・共有した「工事帳票」も原則電子検査を実施します。

なお、施工中に電子的に交換・共有した「工事書類」に限り電子検査を行うこととしたことから、電子メール・情報共有システムを利用せずに紙で交換・共有した場合は紙で検査を行い、別途電子化する必要はありません。

6 押印書面（打合せ簿）の取り扱い

これまで全ての打合せ簿について押印後スキャナーにより読み取り電子データとしておりましたが、電子メールにより受け渡しを行う金額変更の伴わない軽微な事項の打合せ簿（報告・提出）については押印を不要としました。（施工中の重要事項、金額の変動が伴う事項については従来どおり押印（電子押印）が必要。）

軽微な事項の打合せ簿を電子メールで決裁・交換する場合の手順



7 事前協議

これまで電子納品の範囲は監督職員と協議の上決定していました。今回の策定により、電子成果品とする対象書類の判断の考え方、及び工事施工中の交換・共有方法の判断の考え方を明確化し、必要以上に電子データの作成と提出を求めない運用に見直しました。

	電子	紙
工事写真の整理・とりまとめ	 工事写真 【PHOTO】 デジタルカメラで撮影し、完成時に電子媒体で提出	銀塩カメラで撮影し、完成時に紙・ネガで提出(電子化は不要)
工事帳票の整理・とりまとめ	 施工計画書 【PLAN】  打合せ簿 【MEET】  その他 【OTHR】 電子メール・情報共有システムで交換・共有して完成検査後に出力して保管	紙資料で交換・共有し、完成検査後に紙で保管(電子化は不要)

検査・保管管理での情報の取り扱い

	フォルダ	
全ての工事に必要	 工事完成図 【DRAWINGF】	
条件	有り	無し
地質調査の実施	 地質データ 【BORING】	フォルダ作成不要
「道路工事完成図等作成要領」の適用	 その他 【OTHR】	フォルダ作成不要

電子成果品とする対象書類の決定

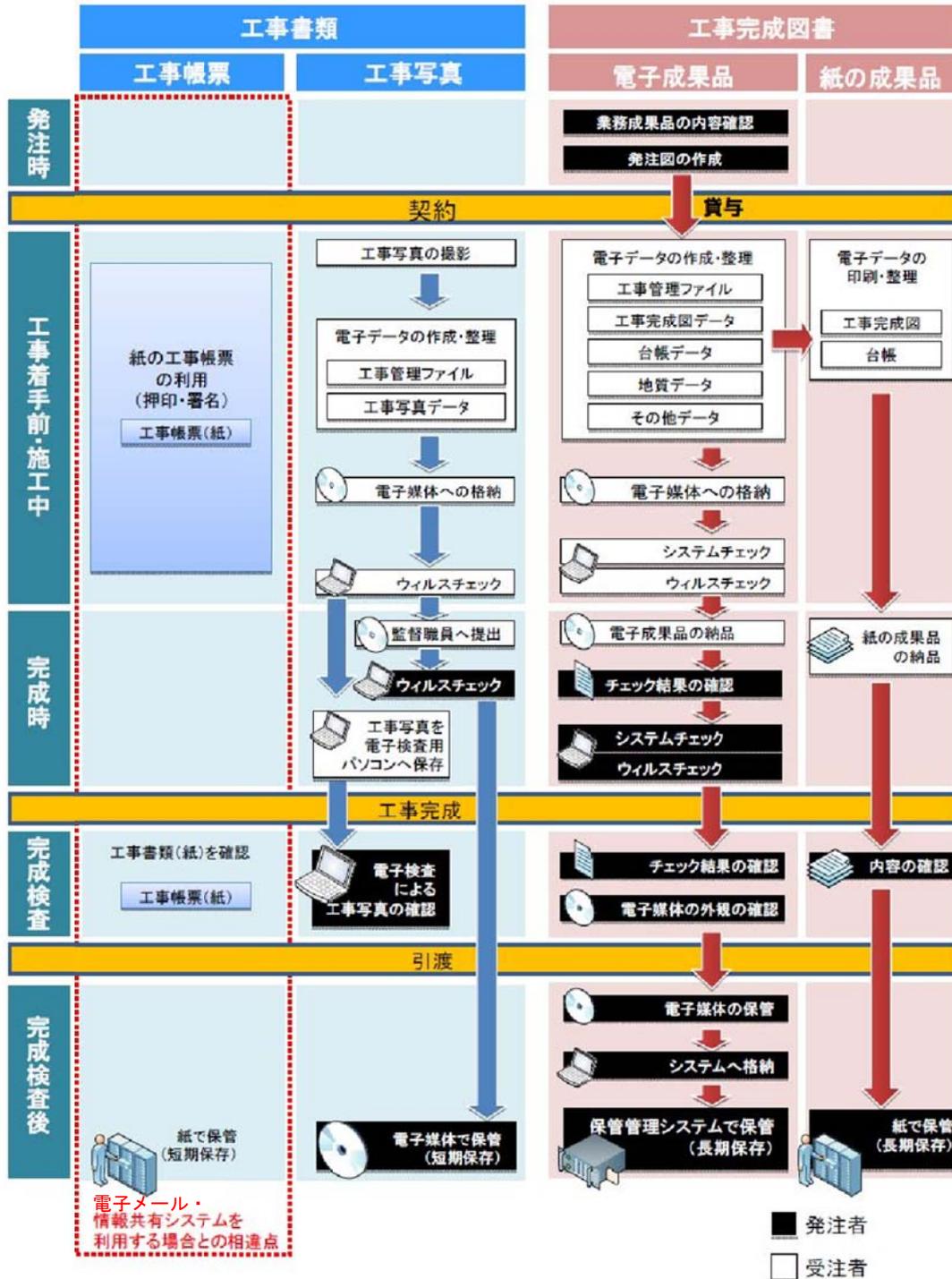
8 事前協議チェックシート

「電子成果品」とする対象書類の決定、電子的に交換・共有する「工事書類（工事帳票、工事写真）」の決定、電子検査を行う「工事帳票」の決定、「電子成果品」を検査するために必要な書類の決定などを統一的に運用するため、事前協議チェックシートの構成を大幅に見直しました。

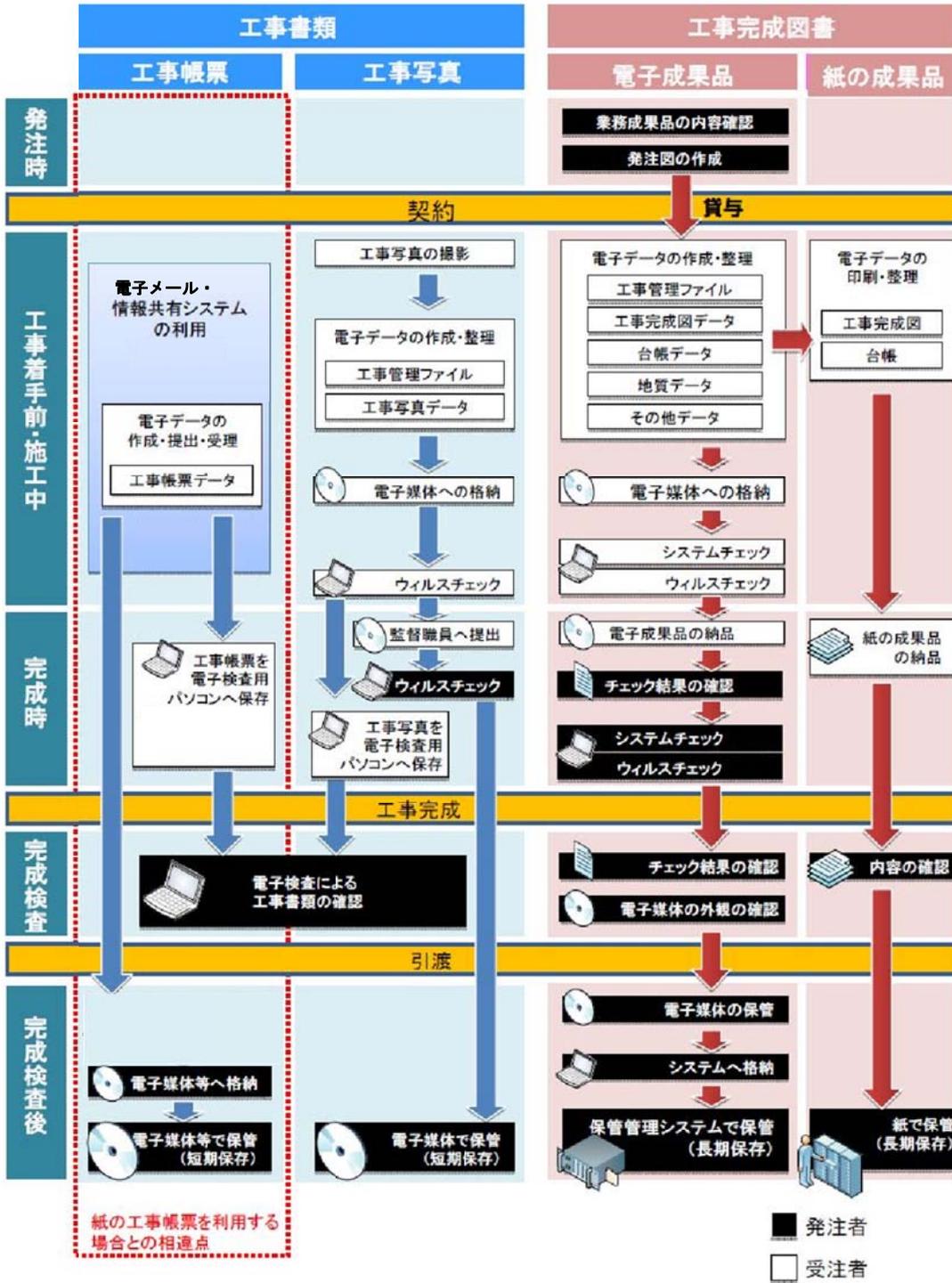
9 電子納品・電子検査の流れ

電子メール・情報共有システム利用の有無により業務の流れに違いがあるのは、受発注者間の「工事帳票」の授受に関する部分のみです。

電子メール・情報共有システム利用の有無に係らず「工事完成図書」の作成から納品までの流れに違いはありません。



土木工事における電子納品・電子検査の流れ (紙の工事帳票を利用する場合)



土木工事における電子納品・電子検査の流れ（電子メール・情報共有システムを利用する場合）